

◆令和7年4月1日～入院時の食事療養の標準負担額(患者負担分)

所得区分		令和7年3月31日まで	<u>令和7年4月1日から</u>
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	<u>1食につき510円</u>
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	<u>1食につき240円</u>
	低所得Ⅰ	1食につき110円	<u>1食につき110円</u>